

附属資料

(2) 事業所の所在地

(令和7年3月31日現在)

大阪広域水道企業団 (部・事業所・センター・機場)	所 在 地	
経 営 管 理 部	〒540 - 0012	大阪府中央区谷町2丁目3-12
事 業 管 理 部		マルイト谷町ビル3階
北 部 水 道 事 業 所	〒565 - 0824	吹田市山田西4丁目3-1
郡 家 ポ ン プ 場	〒569 - 1136	高槻市郡家新町4-2-2
小 野 原 ポ ン プ 場	〒562 - 0024	箕面市栗生新家3丁目2
高 槻 ポ ン プ 場	〒569 - 0047	高槻市堤町2-1
千 里 浄 水 池	〒562 - 0035	箕面市船場東3丁目1-4-1
奈 佐 原 浄 水 池	〒569 - 1041	高槻市奈佐原3丁目5-1-0
北部第一(彩都)ポンプ場	〒567 - 0085	茨木市彩都あさぎ4丁目-1
北部第二(佐保)ポンプ場	〒568 - 0095	茨木市佐保1-1-2-4
北部第三(泉原)ポンプ場	〒568 - 0097	茨木市大字泉原1-4-1-3
北部第四(野間口)加圧ポンプ場	〒563 - 0218	豊能郡豊能町野間口1-4-6-5
多 留 見 浄 水 池	〒563 - 0215	豊能郡豊能町木代1-2-4
野間峠サージタンク	〒563 - 0218	豊能郡豊能町野間口1-6-2-1-3
東 部 水 道 事 業 所	〒577 - 0803	東大阪府下小阪4丁目1-2-7
四 條 畷 ポ ン プ 場	〒575 - 0033	四條畷市美田町6-1
枚 岡 ポ ン プ 場	〒579 - 8056	東大阪府若草町8-2-5
藤 井 寺 ポ ン プ 場	〒583 - 0001	藤井寺市川北1丁目
八 尾 ポ ン プ 場	〒581 - 0036	八尾市沼4丁目2-6
枚 岡 加 圧 ポ ン プ 場	〒579 - 8025	東大阪府宝町2-3-2-0
生 駒 山 無 線 中 継 所	〒630 - 0266	奈良県生駒市門前町2-1-1-6-1-5-5
南 部 水 道 事 業 所	〒594 - 0031	和泉市伏屋町5丁目7-1-0
美 陵 ポ ン プ 場	〒583 - 0014	藤井寺市野中1丁目1-1-0
狭 山 ポ ン プ 場	〒589 - 0003	大阪府狭山市東野東1丁目3-2-1
富 田 林 ポ ン プ 場	〒584 - 0028	富田林市中野町西1丁目
泉 佐 野 ポ ン プ 場	〒598 - 0021	泉佐野市日根野2-4-1-3
河 南 加 圧 ポ ン プ 場	〒585 - 0031	南河内郡河南町大字中7-2-5-1-4
旧 岸 和 田 ポ ン プ 場	〒596 - 0003	岸和田市中井町1-1-7
泉 大 津 ポ ン プ 場	〒595 - 0073	泉大津市新港町1番地
泉 北 浄 水 池	〒590 - 0113	堺市南区晴美台1丁目2
泉 南 浄 水 池	〒599 - 0222	阪南市桑畑5-5-1-1-2
和 泉 浄 水 池	〒594 - 0031	和泉市伏屋町5丁目7-1-0
東 除 ポ ン プ 場	〒547 - 0014	大阪府平野区長吉川辺4丁目1-3
松 原 ポ ン プ 場	〒580 - 0016	松原市上田6丁目2-4-0-2

大阪広域水道企業団 (部・事業所・センター・機場)	所在地	
村野浄水場 磯島取水場	〒573 - 0014	枚方市村野高見台7-2
	〒573 - 1188	枚方市磯島北町40-1
庭窪浄水場 大庭浄水場 三島浄水場 万博公園浄水施設 一津屋取水場	〒570 - 0009	守口市大庭町2丁目30-18
	〒570 - 0002	守口市佐太中町2丁目33-91
	〒566 - 0043	摂津市一津屋3丁目1-1
	〒565 - 0826	吹田市千里万博公園5-3
	〒566 - 0043	摂津市一津屋530番地先
送水管理センター	〒577-0803	東大阪市下小阪4丁目1-27 (東部水道事業所内)
水質管理センター 河南水質管理ステーション (日野浄水場) (玉手浄水場)	〒573 - 0014	枚方市村野高見台7-2 (村野浄水場内)
	〒586 - 0085	河内長野市日野1376-2
	〒582 - 0028	柏原市玉手町17-1
藤井寺水道センター 道明寺浄水場 船橋浄水場 野中配水場Ⅰ 野中配水場Ⅱ	〒583 - 8583	藤井寺市岡1丁目1番1号
	〒583 - 0012	藤井寺市道明寺2丁目11-18
	〒583 - 0003	藤井寺市船橋町15-1
	〒583 - 0017	藤井寺市藤ヶ丘4丁目20-4
	〒583 - 0017	藤井寺市藤ヶ丘3丁目14-21
泉南水道センター 中央配水場 六尾配水場 六尾高区配水池 六尾低区配水池 新家受水池 新家配水池 童子畑送水ポンプ場 童子畑配水池 葛畑送水ポンプ場 葛畑配水池 砂川台加圧ポンプ場 俵池公園(六尾分岐)	〒590 - 0521	泉南市樽井737
	〒590 - 0521	泉南市樽井737
	〒590 - 0515	泉南市信達六尾458
	〒590 - 0515	泉南市信達六尾801-1
	〒590 - 0515	泉南市信達六尾458
	〒590 - 0503	泉南市新家766-3
	〒590 - 0503	泉南市新家4816
	〒590 - 0514	泉南市信達金熊寺478-2
	〒590 - 0512	泉南市信達童子畑636-3
	〒590 - 0511	泉南市信達葛畑647
	〒590 - 0511	泉南市信達葛畑573
	〒590 - 0504	泉南市信達市場31-417
	〒590 - 0522	泉南市信達牧野1710-1
四條畷水道センター 中野ポンプ場 岡部ポンプ場 中央ポンプ場 岡山低区配水池	〒575 - 0051	四條畷市中野本町1番44号
	〒575 - 0051	四條畷市中野本町675番6
	〒575 - 0053	四條畷市大字中野187番3、188番3
	〒575 - 0003	四條畷市岡山東5丁目115番、156番
	〒575 - 0003	四條畷市岡山東5丁目1178番2

大阪広域水道企業団 (部・事業所・センター・機場)	所 在 地	
中 区 配 水 池 第 1 中 継 ポ ン プ 場 第 2 中 継 ポ ン プ 場 逢 阪 配 水 池 逢 阪 高 区 配 水 池 田 原 高 区 配 水 池 田 原 中 区 配 水 池 さ つ き ケ 丘 配 水 池 田 原 低 区 配 水 池 田原浄水場(令和4年度末に廃止)	〒575 - 0062 〒575 - 0063 〒575 - 0011 〒575 - 0011 〒575 - 0011 〒575 - 0013 〒575 - 0013 〒575 - 0015 〒575 - 0014 〒575 - 0014	四條畷市清滝新町1130番128、129 四條畷市大字清滝1126番11 四條畷市大字逢阪572番他 四條畷市大字逢阪408番1他 四條畷市大字逢阪408番1他 四條畷市田原台9丁目9番2 四條畷市田原台9丁目15番1 四條畷市さつきヶ丘988番57 四條畷市大字上田原615番3 四條畷市大字上田原418番
大阪狭山水道センター 旧太満池浄水場 広域水道受水ポンプ場 広域水道受水池兼低区配水池 ニュータウン配水池 大野中区配水池 大野高区配水池	〒589 - 8501 〒599 - 8124 〒589 - 0021 〒589 - 0021 〒589 - 0023 〒589 - 0015 〒589 - 0016	大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 堺市東区南野田630番地の1 大阪狭山市今熊一丁目57番地の乙 大阪狭山市今熊七丁目236番地の1 大阪狭山市大野台一丁目32番64号 大阪狭山市大野中941番地の3 大阪狭山市大野西689番地の1
阪南水道センター 自然田受水場 東部中区受水池 東部中区配水池 山中配水池 緑ヶ丘受水池 緑ヶ丘配水池 さつき台受水池 さつき台配水池 桑畑ポンプ場 桑畑配水池 石田配水池・受水場 貝掛受水場 光陽台受水池 光陽台第一配水池 光陽台第二配水池 鳥取配水池 箱作受水場 箱作低区配水池 箱作中区配水池	〒599 - 0204 〒599 - 0212 〒599 - 0213 〒599 - 0213 〒599 - 0214 〒599 - 0216 〒599 - 0216 〒599 - 0215 〒599 - 0215 〒599 - 0221 〒599 - 0222 〒599 - 0222 〒599 - 0224 〒599 - 0223 〒599 - 0223 〒599 - 0224 〒599 - 0224 〒599 - 0232 〒599 - 0236 〒599 - 0236	阪南市鳥取74-1 阪南市自然田771-6 阪南市和泉鳥取1141-9 阪南市和泉鳥取1133-84 阪南市山中溪553-1 阪南市緑ヶ丘1丁目2-4 阪南市緑ヶ丘3丁目1055-123 阪南市さつき台1丁目6-7 阪南市さつき台3丁目21 阪南市石田113-1 阪南市桑畑462 阪南市桑畑551-9 阪南市舞3丁目868-4 阪南市光陽台2丁目9-1 阪南市光陽台4丁目25 阪南市舞5丁目1571-3 阪南市舞3丁目18-9 阪南市箱作419-2 阪南市桃の木台7丁目12-1 阪南市桃の木台8丁目3

大阪広域水道企業団 (部・事業所・センター・機場)	所 在 地	
箱作高区配水池	〒599 - 0236	阪南市桃の木台8丁目5
箱の浦受水場	〒599 - 0232	阪南市箱作2492-192
西部第二低区配水池	〒599 - 0232	阪南市箱作2867-7
西部高区配水池	〒599 - 0232	阪南市箱作2861-5
豊能地域水道センター	〒563 - 0103	豊能郡豊能町東ときわ台1-2-3
【豊能町域】		
豊能町受水場	〒563 - 0103	豊能郡豊能町東ときわ台6-7-12
吉川加圧ポンプ場	〒563 - 0101	豊能郡豊能町吉川251-10
新光風台加圧ポンプ場	〒563 - 0105	豊能郡豊能町新光風台1-4-2
光風台配水池	〒563 - 0104	豊能郡豊能町光風台5-25
吉川配水池	〒563 - 0101	豊能郡豊能町吉川276
東ときわ台高区配水池	〒563 - 0101	豊能郡豊能町吉川5-1
東ときわ台最高区配水池	〒563 - 0103	豊能郡豊能町東ときわ台5-16-4
新光風台低区配水池	〒563 - 0105	豊能郡豊能町新光風台3-27-25
新光風台高区配水池	〒563 - 0101	豊能郡豊能町吉川319-14
ときわ台配水池	〒563 - 0101	豊能郡豊能町吉川320-214
ときわ台低区配水池	〒563 - 0102	豊能郡豊能町ときわ台1-37
希望ヶ丘浄水場兼東部水道管理棟	〒563 - 0214	豊能郡豊能町希望ヶ丘2-12-1
東部受水池	〒563 - 0215	豊能郡豊能町木代1360-4
木代加圧ポンプ場	〒563 - 0215	豊能郡豊能町木代924-5
切畑加圧ポンプ場	〒563 - 0213	豊能郡豊能町切畑2502
高山第1加圧ポンプ場	〒563 - 0217	豊能郡豊能町川尻55
高山第2加圧ポンプ場	〒563 - 0216	豊能郡豊能町高山102-1
牧・寺田加圧ポンプ場	〒563 - 0213	豊能郡豊能町切畑102-7
野間口浄水場	〒563 - 0219	豊能郡豊能町余野950-1
寺田浄水場	〒563 - 0212	豊能郡豊能町寺田山谷ノ内堂畑13-1
希望ヶ丘低区配水池	〒563 - 0214	豊能郡豊能町希望ヶ丘2-28-15
希望ヶ丘高区配水池	〒563 - 0214	豊能郡豊能町希望ヶ丘3-48-1
木代低区配水池(東部第1浄水場)	〒563 - 0215	豊能郡豊能町木代774-2
木代高区配水池	〒563 - 0215	豊能郡豊能町木代1219-2
野間口配水池	〒563 - 0218	豊能郡豊能町野間口
高山配水池	〒563 - 0216	豊能郡豊能町高山235-1
切畑高区配水池	〒563 - 0213	豊能郡豊能町切畑497-5
牧配水池	〒563 - 0211	豊能郡豊能町牧有字谷1-4
寺田配水池	〒563 - 0212	豊能郡豊能町寺田山谷ノ内堂畑4-4
川尻低区配水池(東部第2浄水場)	〒563 - 0217	豊能郡豊能町川尻136-10
川尻高区配水池	〒563 - 0217	豊能郡豊能町川尻432
川尻減圧接合井(箕面市との共同施設)	〒563 - 0217	豊能郡豊能町川尻224-1

大阪広域水道企業団 (部・事業所・センター・機場)	所 在 地	
豊能地域水道センター 【能勢町域】 天王取水場 田尻加圧ポンプ場 地黄加圧ポンプ場 倉垣加圧ポンプ場 長尾加圧ポンプ場 吉野第一加圧ポンプ場 吉野第二加圧ポンプ場 吉野第三加圧ポンプ場 山内加圧ポンプ場 上宿野加圧ポンプ場 平和台加圧ポンプ場 ネオポリス加圧ポンプ場 ロイヤル高区加圧ポンプ場 城山台加圧ポンプ場 東山辺加圧ポンプ場 上山辺加圧ポンプ場 岐尼加圧ポンプ場 上杉加圧ポンプ場 長谷第一加圧ポンプ場 山田第一加圧ポンプ場 山田第二加圧ポンプ場	〒563 - 0371 〒563 - 0123 〒563 - 0121 〒563 - 0113 〒563 - 0113 〒563 - 0113 〒563 - 0111 〒563 - 0111 〒563 - 0114 〒563 - 0341 〒563 - 0341 〒563 - 0341 〒563 - 0341 〒563 - 0352 〒563 - 0372 〒563 - 0372 〒563 - 0367 〒563 - 0364 〒563 - 0367 〒563 - 0367 〒563 - 0373	豊能郡能勢町天王 126 番 5 外 豊能郡能勢町下田尻 598-3 外 豊能郡能勢町地黄 211-1 外 豊能郡能勢町倉垣 717-1 の内 豊能郡能勢町倉垣 375 豊能郡能勢町倉垣 1580-5 豊能郡能勢町吉野 26-4 豊能郡能勢町吉野 102-9 豊能郡能勢町山内 19-1 豊能郡能勢町宿野 735-4 豊能郡能勢町宿野 435-138 豊能郡能勢町宿野 135-147 豊能郡能勢町宿野 145-7 豊能郡能勢町大里 146-71 豊能郡能勢町山辺 300-2 豊能郡能勢町山辺 119-6 豊能郡能勢町神山 60-2 外 豊能郡能勢町平野 141-5 豊能郡能勢町神山 188 豊能郡能勢町山田 161-2 豊能郡能勢町山田 932-2
忠岡水道センター 北出第1配水場 北出第2配水場	〒595 - 0805 〒595 - 0803 〒595 - 0803	泉北郡忠岡町忠岡東1丁目-34-1 泉北郡忠岡町北出3丁目1-8 泉北郡忠岡町北出3丁目3-16
熊取水道センター 希望が丘受水・配水場 紺屋受水場 野田(第1)配水池 つばさが丘北(第3)配水池 つばさが丘西(第4)配水池	〒590 - 0422 〒590 - 0422 〒590 - 0412 〒590 - 0451 〒590 - 0444 〒590 - 0443	泉南郡熊取町希望が丘2丁目15番4号 泉南郡熊取町希望が丘2丁目15番4号 泉南郡熊取町紺屋2丁目4番1号 泉南郡熊取町野田3丁目2468番地の1 泉南郡熊取町つばさが丘北4丁目3089番地 泉南郡熊取町つばさが丘西2丁目1885番地の4
田尻水道センター 田尻浄水場	〒598 - 0091 〒598 - 0092	泉南郡田尻町嘉祥寺375-1 泉南郡田尻町吉見212-1
岬水道センター 淡輪受水場 淡輪高区配水池	〒599 - 0392 〒599 - 0301 〒599 - 0301	泉南郡岬町深日2000-1 泉南郡岬町淡輪2465-1 泉南郡岬町淡輪5047-10

大阪広域水道企業団 (部・事業所・センター・機場)	所 在 地	
孝子浄水場 東畑ポンプ場 横手ポンプ場 深日配水池 日証配水池 寺山配水池 東配水池 岬配水池 池谷配水池 望海坂配水池 東畑配水池 多奈川ポンプ室	〒599 - 0302 〒599 - 0312 〒599 - 0312 〒599 - 0303 〒599 - 0303 〒599 - 0303 〒599 - 0311 〒599 - 0301 〒599 - 0313 〒599 - 0304 〒599 - 0312 〒599 - 0311	泉南郡岬町孝子936 泉南郡岬町多奈川東畑262-3 泉南郡岬町多奈川東畑984 泉南郡岬町深日3158-2 泉南郡岬町深日3073-70 泉南郡岬町深日3175-5 泉南郡岬町多奈川谷川3094 泉南郡岬町淡輪5727-2 泉南郡岬町多奈川谷川3350-1 泉南郡岬町望海坂3丁目5027-2 泉南郡岬町多奈川東畑1119 泉南郡岬町多奈川谷川1670-5
南河内地域水道センター 【太子水道事業】 板屋橋浄水場 梅川浄水場 山田加圧ポンプ場 畑加圧ポンプ場 中央配水池 磯長台配水池 聖和台配水池 いわき台配水池 山田配水池 畑配水池	〒583 - 0995 〒583 - 0995 〒583 - 0995 〒583 - 0992 〒583 - 0993 〒583 - 0992 〒583 - 0991 〒583 - 0996 〒583 - 0992 〒583 - 0992 〒583 - 0993	南河内郡太子町大字太子353-1 南河内郡太子町大字太子353-1 南河内郡太子町大字太子337-3 南河内郡太子町大字山田3127-20 南河内郡太子町大字畑190-1前 南河内郡太子町大字山田194-3 南河内郡太子町大字春日1583-7 南河内郡太子町聖和台1丁目1-7 南河内郡太子町大字山田882番18 南河内郡太子町大字山田2480-2 南河内郡太子町大字畑661-1
南河内地域水道センター 【河南水道事業】 旧一須賀浄水場 青崩浄水場 大宝低区配水池 大宝高区配水池 さくら坂低区配水池 さくら坂高区配水池 平石配水池 持尾配水池 上河内配水池 馬谷配水池 白木加圧ポンプ場 北加納加圧ポンプ場	〒585 - 0002 〒585 - 0041 〒585 - 0005 〒585 - 0005 〒585 - 0025 〒585 - 0025 〒585 - 0013 〒585 - 0021 〒585 - 0024 〒585 - 0032 〒585 - 0014 〒585 - 0012	南河内郡河南町大字一須賀452番地 南河内郡千早赤阪村大字水分1289番7 南河内郡河南町大宝4丁目8番11号 南河内郡河南町大宝5丁目11番1号 南河内郡河南町さくら坂5丁目2番2号 南河内郡河南町さくら坂2丁目21番3号 南河内郡河南町平石692番2 南河内郡河南町持尾965番 南河内郡河南町上河内450番4 南河内郡河南町馬谷125番1 南河内郡河南町白木1257番1 南河内郡河南町加納元北324番2

大阪広域水道企業団 (部・事業所・センター・機場)	所 在 地	
平石加圧ポンプ場	〒585 - 0013	南河内郡河南町平石67番1
持尾加圧ポンプ場	〒585 - 0021	南河内郡河南町持尾659番6
上河内加圧ポンプ場	〒585 - 0024	南河内郡河南町上河内85番1
芹生谷加圧ポンプ場	〒585 - 0031	南河内郡河南町中848番3
南河内地域水道センター		
【千早赤阪水道事業】		
千早浄水場	〒585 - 0051	南河内郡千早赤阪村千早899-1
千早配水池	〒585 - 0051	南河内郡千早赤阪村千早892-4
岩井谷浄水場	〒585 - 0055	南河内郡千早赤阪村東阪771-2
上東阪配水池	〒585 - 0055	南河内郡千早赤阪村東阪657-1、659-6
下東阪配水池	〒585 - 0055	南河内郡千早赤阪村東阪390-3
第2減圧水槽	〒585 - 0055	南河内郡千早赤阪村東阪83-4
二河原辺低区配水池	〒585 - 0042	南河内郡千早赤阪村二河原辺52-5
二河原辺高区配水池	〒585 - 0042	南河内郡千早赤阪村二河原辺185-甲
小吹減圧水槽	〒585 - 0053	南河内郡千早赤阪村小吹929-1
小吹台高区配水池	〒585 - 0053	南河内郡千早赤阪村小吹219-2
小吹台低区配水池	〒585 - 0053	南河内郡千早赤阪村小吹68-964
小吹台第2機場	〒585 - 0053	南河内郡千早赤阪村小吹68-555
甘南備受水池	〒584 - 0054	富田林市甘南備1861
川野辺受水池	〒585 - 0045	南河内郡千早赤阪村川野辺66-1
水分低区配水池	〒585 - 0041	南河内郡千早赤阪村水分919、1180
水分高区配水池	〒585 - 0041	南河内郡千早赤阪村水分851-3
中津原第1加圧ポンプ場	〒585 - 0052	南河内郡千早赤阪村中津原478-4
中津原第3加圧ポンプ場	〒585 - 0052	南河内郡千早赤阪村中津原573-1
中津原加圧ポンプ場	〒585 - 0052	南河内郡千早赤阪村中津原811-1

(3) 分掌事務

経営管理部

- 1 運営協議会に関すること（他課分掌のものを除く。）。
- 2 危機管理の総合調整及び企画に関すること。
- 3 職員の人材養成に関すること。
- 4 各種機関との調整に関すること（他課分掌のものを除く。）。
- 5 企業団事業の計画及び調整に関すること。
- 6 経営に関すること。
- 7 特に重要な事業の調整及び推進に関すること（他課分掌のものを除く。）。
- 8 給水料金の総括に関すること。
- 9 水需要に関すること。
- 10 水利権に関すること。
- 11 広報、広聴並びに情報の公開及び公表の企画及び総合調整に関すること。
- 12 個人情報保護に関すること。
- 13 統計に関すること。
- 14 首長会議に関すること。
- 15 市町村連携に関すること。
- 16 水道事業の広域化に関すること。
- 17 水道事業の統合の推進及び総合調整に関すること。
- 18 水道事業に係る取水、浄水及び送配水業務の総括に関すること。
- 19 水道事業に係る取水、浄水及び送配水施設の改良工事及び維持管理の総括に関する
こと。
- 20 水道事業に係る電気設備、機械設備その他の装置に係る改良工事及び維持管理に関
すること（出先機関分掌のものを除く。）。
- 21 水道事業の補助金に関すること。
- 22 その他水道事業の推進に関すること。
- 23 企業団の事業運営の管理改善及び企業団内の調整に関すること。
- 24 情報システムの開発の推進に関すること。
- 25 文書及び物品の受発、保存、閲覧及び記録に関すること（事業管理部分掌のものを
除く。）。
- 26 公印の保管に関すること。
- 27 職員の人事、給与、福利厚生、研修及び労働組合に関すること。
- 28 法規及び訴訟に関すること。
- 29 議会に関すること。
- 30 企業団中他課の主管に属さないこと。
- 31 財務会計制度に関すること。

- 32 予算、一時借入金及び企業債に関すること。
- 33 資金の運用に関すること。
- 34 出納・収納取扱金融機関に関すること。
- 35 決算に関すること。
- 36 現金、有価証券及び担保物の出納及び保管に関すること。
- 37 会計事務の検査及び指導に関すること。
- 38 財務会計システムの管理に関すること。
- 39 資産（用地を除く。）の管理及び処分に関すること（事業管理部及び出先機関分掌のものを除く。）。
- 40 水道事業及び工業用水道事業の給水申込み及び給水料金の調定に関すること。
- 41 工業用水道事業の給水保証金及び量水器使用料の調定に関すること。
- 42 入札及び契約に関すること。
- 43 用地及び支障物件の補償の総括に関すること。
- 44 用地の取得、管理及び支障物件の補償に関すること（出先機関分掌のものを除く。）。

事業管理部

- 1 水道及び工業用水道に係る技術管理、調査及び研究に関すること。
- 2 水質管理等の総括に関すること。
- 3 電気主任技術者に関すること。
- 4 検査に関すること。
- 5 設計積算システムの管理に関すること。
- 6 水道用水供給事業及び工業用水道事業に係る取水、浄水及び送配水業務の総括に関すること。
- 7 水道用水供給事業及び工業用水道事業に係る取水、浄水及び送配水施設の改良工事及び維持管理の総括に関すること。
- 8 水道用水供給事業及び工業用水道事業に係る電気設備、機械設備その他の装置に係る改良工事及び維持管理に関すること（出先機関分掌のものを除く。）。
- 9 水道用水供給事業及び工業用水道事業の補助金に関すること。
- 10 その他水道用水供給事業及び工業用水道事業の推進に関すること。

浄水場

- 1 取水、浄水及び送配水業務に関すること（送水管理センター及び水道事業所分掌のものを除く。）。
- 2 取水、浄水及び送水施設の改良工事及び維持管理に関すること（送水管理センター及び水道事業所分掌のものを除く。）。
- 3 場内の水質試験に関すること。

送水管理センター

- 1 送配水業務に関すること（水道事業所分掌のものを除く。）。
- 2 送配水施設の改良工事及び維持管理に関すること（水道事業所分掌のものを除く。）。

水道事業所

- 1 給水保証金、給水料金及び量水器使用料に関すること。
- 2 市町村との連絡調整に関すること（所管区域に限る。）。
- 3 用地の管理及び支障物件の補償に関すること。
- 4 送配水業務に関すること。
- 5 送水施設の維持管理に関すること。
- 6 改良工事の施行に関すること。

水質管理センター

- 1 水質の調査及び試験に関すること（浄水場分掌のものを除く。）。
- 2 市町村水道水質検査受託事業に関すること。

水道センター

- 1 給水料金その他収入に関すること。
- 2 水道の開閉及び名義に関すること。
- 3 給水装置に関すること。
- 4 用地の管理及び支障物件の補償に関すること。
- 5 取水、浄水及び送配水業務に関すること。
- 6 取水、浄水及び送配水施設の維持管理に関すること。
- 7 水質に関すること。
- 8 改良工事の施行に関すること。
- 9 その他水道事業に関すること。

議会事務局

- 1 本会議及び委員会に関すること。
- 2 会議録に関すること。
- 3 議員の報酬及び費用弁償に関すること。
- 4 議決及び決定事項の処理に関すること。
- 5 請願及び陳情に関すること。
- 6 議会の広報に関すること。
- 7 職員の服務に関すること。

- 8 予算、決算及び経理に関すること。
- 9 文書の受発及び保管に関すること。
- 10 公印の保管に関すること。
- 11 その他庶務に関すること。

監査委員事務局

- 1 監査委員に関すること。
- 2 監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）に関すること。
- 3 監査等の結果の報告及び公表に関すること。
- 4 職員の服務に関すること。
- 5 予算、決算及び経理に関すること。
- 6 文書の受発及び保管に関すること。
- 7 公印の保管に関すること。
- 8 その他庶務に関すること。

2 議決事項等

(1) 議会議決事項等

○7月臨時会

【報告】

番 号	提 出 年月日	議決等 年月日	件 名	議決結果
第1号	6.7.25	—	令和5年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件	議決不要
第2号	6.7.25	—	令和5年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件	議決不要

○11月定例会

【議案】

番 号	提 出 年月日	議決等 年月日	件 名	議決結果
第1号	6.11.15	6.11.15	大阪広域水道企業団水道事業統合促進基金条例及び大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例一部改正の件	原案可決
第2号	6.11.15	6.11.15	令和5年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件	原案可決
第3号	6.11.15	6.11.15	令和5年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分の件	原案可決

【報告】

番 号	提 出 年月日	議決等 年月日	件 名	議決結果
第1号	6.11.15	6.11.15	令和5年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件	認 定
第2号	6.11.15	6.11.15	令和5年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件	認 定
第3号	6.11.15	—	令和5年度決算に基づく資金不足比率報告の件	議決不要
第4号	6.11.15	—	債権放棄報告の件	議決不要

○2月定例会

【議案】

番 号	提 出 年月日	議決等 年月日	件 名	議決結果
第1号	7.2.14	7.2.14	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件	原案可決
第2号	7.2.14	7.2.14	大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件	原案可決
第3号	7.2.14	7.2.14	大阪広域水道企業団水道事業給水条例等一部改正の件	原案可決
第4号	7.2.14	7.2.14	大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例等一部改正の件	原案可決
第5号	7.2.14	7.2.14	富田林市に係る水道事業に関する事務の委託に関する協議の件	原案可決
第6号	7.2.14	7.2.14	令和6年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件	原案可決
第7号	7.2.14	7.2.14	令和6年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件	原案可決
第8号	7.2.14	7.2.14	令和7年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件	原案可決
第9号	7.2.14	7.2.14	令和7年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件	原案可決
議員提出 第1号	7.2.14	7.2.14	大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例一部改正の件	原案可決

(2) 行政官庁許認可事項

① 水道用水供給事業

番 号	許 認 可 年 月 日	行政官庁	件 名	摘 要
総財営第 27 号	R 6. 8. 9	総務大臣	令和 6 年度水道事業の起債に対する同意	

② 市町村域水道事業

番 号	許 認 可 年 月 日	行政官庁	件 名	摘 要
総財営第 27 号	R 6. 8. 9	総務大臣	令和 6 年度水道事業の起債に対する同意	

③ 工業用水道事業

番 号	許 認 可 年 月 日	行政官庁	件 名	摘 要
総財営第 28 号	R 6. 8. 9	総務大臣	令和 6 年度工業用水道事業の起債に対する同意	

(3) 条例等の制定・改正・廃止

1 条例

(1) 大阪広域水道企業団水道事業統合促進基金条例及び大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例 (R6. 11. 22 公布、R6. 11. 22 及び R7. 4. 1 施行)

- ・令和6年4月1日から水道行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されたことに伴い、所要の改正を行った。
 - ・厚生労働省が所管していた生活基盤施設耐震化等交付金の一部が、国土交通省が所管する社会資本整備総合交付金に移行されたため、所要の改正を行った。
 - ・水道法施行令及び同法施行規則が一部改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格が見直されたことに伴い、所要の改正を行った。

(2) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (R7. 2. 21 公布、R7. 6. 1 施行)

- ・刑法等の一部を改正する法律により刑法が改正され、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化された。

これに合わせて、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律により地方自治法が改正され、地方公共団体が条例で罰則を設ける場合、懲役及び禁錮ではなく拘禁刑を科すことになった。

これらの改正を踏まえ、所要の改正を行った。

(3) 大阪広域水道企業団水道企業条例等の一部を改正する条例 (R7. 2. 21 公布、R7. 4. 1 施行)

- ・岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市（以下「統合団体」という。）との水道事業の統合に伴い、企業団の組織の改編、職員定数の増、必要な経過措置を設けるなど、所要の改正を行った。

〔主な改正内容〕

- ・水道用水供給事業の給水対象から、統合団体を除いた。
- ・統合団体の区域に給水する5水道事業を新たに設置した。
- ・大阪広域水道企業団に設置する組織を、経営管理部、総務部、広域事業部及び水道事業部に改編した。
- ・地方公営企業法の規定に基づき作成し公表する業務状況書の取扱いについて経過措置を定めた。
- ・統合団体の条例の規定によりなされた処分等に関する経過措置を定めた。
- ・大阪広域水道企業団職員の定数を990人とした。
- ・聴聞に係る手続等に関する経過措置を定めた。
- ・職員の分限の処分、懲戒の処分、育児休業又は育児短時間勤務の承認等に関する経過措置を定めた。
- ・八尾市との水道事業の統合に伴い、職員の配偶者同行休業の承認に関する経過措置を定めた。
- ・統合団体で締結された長期継続契約を企業団が承継することについて経過措置を定めた。

〔関係条例〕

- ・大阪広域水道企業団水道企業条例 ほか9条例

(4) 大阪広域水道企業団水道事業給水条例等の一部を改正する条例(R7.2.21 公布、R7.4.1、R7.10.1、R8.10.1、R9.10.1 及び R10.10.1 施行)

- ・当企業団が岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市の区域において実施する水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるほか、所要の改正を行った。
- ・令和7年10月1日に改定する富田林水道事業の料金を定めた。
- ・給水装置工事の設計審査等に係る手数料を統一するため、緩和措置期間を設け、段階的に改定した。

(5) 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例(R7.2.21 公布、R7.4.1 施行)

- ・人事院勧告及び国家公務員の取扱いを踏まえ、所要の改正を行った。

[主な改正内容]

- ・配偶者に係る扶養手当の廃止（段階的に実施）
- ・管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大
- ・定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への住居手当の支給
- ・特定任期付職員業績手当の廃止及び特定任期付職員への勤勉手当の支給
- ・岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴い、職員の給与の減額に関する経過措置を定めるとともに、規定の整備を行った。

(6) 大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例(R7.2.21 公布、R7.4.1 及び R7.6.1 施行)

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行った。
- ・刑法等の一部を改正する法律により刑法が改正され、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化された。

これに合わせて、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律により地方自治法が改正され、地方公共団体が条例で罰則を設ける場合、懲役及び禁錮ではなく拘禁刑を科すことになった。

これらの改正を踏まえ、所要の改正を行った。

- ・その他規定の整備を行った。

2 規則

(1) 大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則の一部を改正する規則(R7.3.31 公布、R7.4.1 施行)

- ・内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行った。
- ・岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴い、所要の改正を行った。

(2) 大阪広域水道企業団個人情報保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則(R7.3.31 公布、R7.4.1 施行)

- ・岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴い、所要の改正を行った。
- ・個人情報保護に関する法律施行令の改正に伴い、保有個人情報開示請求書等の様式におけ

る請求者等の本人確認書類を記載する欄から健康保険被保険者証の項目を削除した。

- (3) 大阪広域水道企業団公報発行規則等の一部を改正する規則 (R7. 3. 31 公布、R7. 4. 1 施行)
 - ・内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行った。
- (4) 大阪広域水道企業団聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則 (R7. 3. 31 公布、R7. 4. 1 施行)
 - ・岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴い、大阪広域水道企業団聴聞等の手続に関する規則に基づく手続及び様式の使用について経過措置を定めた。
- (5) 大阪広域水道企業団出納取扱金融機関選定委員会規則の一部を改正する規則 (R7. 3. 31 公布、R7. 4. 1 施行)
 - ・内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行った。
- (6) 大阪広域水道企業団総合評価等入札・契約制度評価委員会規則の一部を改正する規則 (R7. 3. 31 公布、R7. 4. 1 施行)
 - ・内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行った。
- (7) 企業長の職務を代理する者に関する規則及び大阪広域水道企業団における地方公営企業法第 39 条第 2 項の規定に基づき定める職に関する規則の一部を改正する規則 (R7. 3. 31 公布、R7. 4. 1 施行)
 - ・内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行った。

3 管理規程

- (1) 大阪広域水道企業団会計規程及び大阪広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程 (R6. 4. 30 公布、R6. 5. 1 施行)
 - ・地方公営企業法施行令の改正に伴い、規定の整備を行った。
 - ・検査調書を省略する場合に記名押印としていた手続を署名のみに改めた。
- (2) 大阪広域水道企業団処務規程の一部を改正する規程 (R6. 9. 30 公布、R6. 10. 1 施行)
 - ・太子水道センターの事務所の移転に伴い、所在地に係る規定を改正した。
 - ・広域調整課及び工務課の分掌事務を変更した。
- (3) 大阪広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程 (R6. 10. 18 公布、施行)
 - ・電子契約導入に当たり、所要の改正を行った。
- (4) 大阪広域水道企業団処務規程及び大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程の一部を改正する規程 (R7. 2. 21 公布、R7. 4. 1 施行)
 - ・岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴い、企業団にそれぞれの区域の水道事業を行う水道センターを置いた。
 - ・太子水道センター、河南水道センター及び千早赤阪水道センターの統合に伴い、南河内地域水道センターを置いた。
 - ・水道センターに置く職を定めた。
- (5) 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程 (R7. 3. 3 公布、施行)
 - ・人事院勧告及び国家公務員の取扱いを踏まえ、給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定その他所要の改正を行った。
 - ・その他必要な規定の整備を行った。
- (6) 岸和田水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程 (R7. 3. 31 公布、R7. 4. 1 施行)

- ・岸和田市との水道事業の統合に伴う大阪広域水道企業団水道事業給水条例等の一部改正に合わせて、岸和田水道事業に係る同条例の施行に関し必要な事項を定めた。
- (7) 八尾水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程 (R7. 3. 31 公布、R7. 4. 1 施行)
- ・八尾市との水道事業の統合に伴う大阪広域水道企業団水道事業給水条例等の一部改正に合わせて、八尾水道事業に係る同条例の施行に関し必要な事項を定めた。
- (8) 富田林水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程 ((R7. 3. 31 公布、R7. 4. 1 施行)
- ・富田林市との水道事業の統合に伴う大阪広域水道企業団水道事業給水条例等の一部改正に合わせて、富田林水道事業に係る同条例の施行に関し必要な事項を定めた。
- (9) 柏原水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程 (R7. 3. 31 公布、R7. 4. 1 施行)
- ・柏原市との水道事業の統合に伴う大阪広域水道企業団水道事業給水条例等の一部改正に合わせて、柏原水道事業に係る同条例の施行に関し必要な事項を定めた。
- (10) 高石水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程 (R7. 3. 31 公布、R7. 4. 1 施行)
- ・高石市との水道事業の統合に伴う大阪広域水道企業団水道事業給水条例等の一部改正に合わせて、高石水道事業に係る同条例の施行に関し必要な事項を定めた。
- (11) 大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程 (R7. 3. 31 公布、R7. 4. 1 施行)
- ・岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴い、所要の改正を行った。
- (12) 大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程 ((R7. 3. 31 公布、R7. 4. 1 施行)
- ・岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴い、所要の経過措置を定めた。
- (13) 大阪広域水道企業団公印管理規程等の一部を改正する規程 (R7. 3. 31 公布、R7. 4. 1 施行)
- ・内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行った。
- (14) 大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程 (R7. 3. 31 公布、R7. 4. 1 施行)
- ・組織改正等に伴い、管理職手当を支給する職等及び管理職手当の月額を定めた別表の改正を行った。
- (15) 大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程 (R7. 3. 31 公布、R7. 4. 1 施行)
- ・雇用保険法及び国家公務員退職手当法の改正により就業手当が廃止されること等に伴い、失業者の退職手当に関し所要の改正を行った。
 - ・その他必要な規定の整備を行った。
- (16) 大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規程 (R7. 3. 31 公布、R7. 4. 1 施行)
- ・職員が請求した場合に時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を「3歳未満の子」から「小学校就学前の子」に拡大した。

- ・中学校就学前の子の看護に係る休暇について、取得事由を拡大し、学級閉鎖等に伴い当該子の世話をを行うため又は入園式等の式典へ参加するために取得できることとした。
 - ・職員から介護についての申出があった場合における措置等に係る規定を設けるとともに、必要な規定の整備を行った。
 - ・内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行った。
- (17) 大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程（R7. 3. 31 公布、R7. 4. 1 施行）
- ・岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴い、会計の区分を追加した。
 - ・内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行った。
 - ・その他必要な規定の整備を行った。
- (18) 大阪広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程（R7. 3. 31 公布、R7. 4. 1 施行）
- ・地方公営企業法施行令の一部が改正されたことを踏まえ、随意契約の限度額を引き上げた。
 - ・内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行った。
- (19) 大阪広域水道企業団水道技術管理者の職務等に関する規程の一部を改正する規程（R7. 3. 31 公布、R7. 4. 1 施行）
- ・岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴い、所要の改正を行った。
 - ・太子水道センター、河南水道センター及び千早赤阪水道センターの統合による南河内地域水道センターの設置に伴い、所要の改正を行った。
 - ・内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行った。
- (20) 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（R7. 3. 31 公布、R7. 4. 1 施行）
- ・人事院勧告及び国家公務員の取扱いを踏まえ、所要の改正を行った。
- 〔主な改正内容〕
- ・給料表の改定及び号給の切替え
 - ・配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る扶養手当の増額（段階的に実施）
 - ・通勤手当の支給限度額の引上げ、新幹線等利用に係る支給要件緩和等
 - ・管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大
 - ・定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への住居手当の支給
 - ・特定任期付職員業績手当の廃止及び特定任期付職員への勤勉手当の支給
 - ・内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行った。
 - ・その他必要な規定の整備を行った。
- (21) 大阪広域水道企業団処務規程等の一部を改正する規程（R7. 3. 31 公布、R7. 4. 1 施行）
- ・内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行った。
- (22) 大阪広域水道企業団固定資産管理規程の一部を改正する規程（R7. 3. 31 公布、R7. 4. 1 施行）
- ・岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴い、岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市で令和7年4月1日前になされた行為を企業団の規程に基づいてなされた行為とみなすため、経過措置を定めた。
 - ・岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市で定める様式により作成した用紙は、当分の間、企業団の規程で定める様式により作成した用紙として使用することができることとした。

- ・内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行った。

4 訓令

(1) 大阪広域水道企業団電子署名規程の一部改正 (R6. 10. 18 公布、施行)

- ・電子契約を導入するに当たって、従来の規定を「職署名カードによる電子署名」と位置づけるとともに、新たに「電子契約システムを利用した電子署名」に関する規定を設けた。
- ・公印管理規程において「管守」という文言が「保管」に改正されたことを受け、電子署名規程においても同様の改正を行った。

(2) 大阪広域水道企業団電子計算機及び情報システム管理運用規程等の一部改正 (R7. 3. 31 公布、R7. 4. 1 施行)

- ・内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行った。

[主な改正内容]

- ・経営管理部長を総務部長、経営管理部総務課長を総務部総務課長及び経営管理部財務課長を総務部財務課長に改めた。
- ・大阪広域水道企業団に設置する組織を、経営管理部、総務部、広域事業部及び水道事業部に改編したことに伴い、各部長の職署名の使用範囲を改めた。

[関係訓令]

- ・大阪広域水道企業団電子計算機及び情報システム管理運用規程 ほか2 訓令

(3) 大阪広域水道企業団事務決裁規程等の一部改正 (R7. 3. 31 公布、R7. 4. 1 施行)

- ・内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行った。

[主な改正内容]

- ・大阪広域水道企業団に設置する組織を、経営管理部、総務部、広域事業部及び水道事業部に改編したことに伴い、各部長の専決事項を改めた。
- ・経営管理部長を総務部長に、経営管理部総務課長を総務部総務課長に改めた。

[関係訓令]

- ・大阪広域水道企業団事務決裁規程 ほか4 訓令

5 議会規程

(1) 大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程 (R6. 6. 14 公布、施行)

- ・外部からの攻撃等により個人情報を含んだ行政文書の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態になった場合だけでなく、行政文書を作るために取得し、又は取得しようとしている個人情報の漏えい等が発生した場合についても、本人に当該事態が生じたことを通知した。
- ・関係法令の改正に伴い、規定の整備を行った。

(2) 大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程 (R7. 2. 21 公布、R7. 3. 24 及び R7. 4. 1 施行)

- ・道路交通法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行った。
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行った。
- ・その他規定の整備を行った。

6 監査委員規程

(1) 大阪広域水道企業団監査規程の一部を改正する規程 (R7. 3. 31 公布、R7. 4. 1 施行)

- ・岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴い、大阪広域水道企業団監査規程に基づく監査の実施について経過措置を定めた。

3 建設事業

(1) 水道用水供給事業

① 拡張事業の推移

事業の区分	事業年度	年数 (か年)	事業費 (億円)	計画給水量 (m ³)		事業内容	給水対象
				事業別	累計		
第1次 建設事業	昭和23年度 ～ 昭和25年度	3	4.8	35,000 (沈殿水)	35,000	庭窪浄水場 沈殿水	守口市、門真市、寝屋川市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市、堺市の8市
第2次 拡張事業	昭和25年度 ～ 昭和31年度	7	22.2	78,500	113,500	庭窪浄水場 浄水	第1次の対象市に松原市、羽曳野市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、藤井寺市、高石市を加えた17市
第3次 拡張事業	昭和32年度 ～ 昭和34年度	3	7.5	40,000	153,500	庭窪浄水場 浄水	第2次までの対象市に高槻市、茨木市、吹田市、豊中市、箕面市、摂津市を加えた23市
第1次 改良事業	昭和31年度 ～ 昭和37年度	7	7.7	25,000 (沈殿水) 24,500	203,000	庭窪浄水場 沈殿水・浄水	
第4次 拡張事業	昭和35年度 ～ 昭和40年度	6	130	330,000	533,000	村野浄水場 浄水	第3次までの対象市に枚方市、四條畷市、富田林市、交野市、大阪狭山市、熊取町を加えた28市1町
第5次 拡張事業	昭和40年度 ～ 昭和47年度	8	384.3	917,000	1,450,000	村野浄水場 浄水	第4次までの対象市町に泉南市、田尻町、阪南市、岬町、忠岡町を加えた30市4町
第6次 拡張事業	昭和47年度 ～ 昭和54年度	8	1,366.90	550,000	2,000,000	村野浄水場 浄水	第5次までの対象市町に同じ
第7次 拡張事業	昭和55年度 ～ 平成22年度	31	3,110.00	160,000	2,160,000	三島浄水場 浄水	第6次までの対象市町に池田市、河内長野市、島本町、太子町、河南町、千早赤阪村、豊能町、能勢町を加えた32市9町1村

② 改良事業の推移

事業の区分	事業年度	事業費	事業内容	
第2次改良事業	昭和42年度 }	カ年 2	億円 3.2	庭窪浄水場 薬品注入設備等増設及び改良
第3次改良事業	昭和43年度 }	2	4.6	庭窪浄水場 排泥設備築造及び電気設備改良
送水管整備事業	昭和51年度 }	3	8.2	第2次事業の送水管整備
第1次 浄水・送水施設 整備事業等	昭和54年度 }	5	67.1	庭窪浄水場・村野浄水場他 老朽施設改良 管理設備整備 赤水防止対策
第2次 浄水・送水施設 整備事業等	昭和59年度 }	5	59.5	庭窪浄水場・村野浄水場他 老朽施設改良 安定化対策
送水管更生事業	昭和59年度 }	5	9.0	東部水道事業所管内 第1、2次事業の送水管整備
第3次 浄水・送水施設 整備事業等	昭和63年度 }	5	123.6	庭窪浄水場・村野浄水場他 老朽施設改良 安定化対策
送水管更生事業	平成元年度 }	5	6.0	北部、東部、南部水道事業所管内 第1、2、3次事業の送水管整備
第4次 浄水・送水施設 整備事業等	平成5年度 }	5	218.7	庭窪浄水場・村野浄水場他 老朽施設改良 安定化対策
送水管更生事業	平成6年度 }	5	32.3	北部、東部、南部水道事業所管内 第1、2、3次事業の送水管整備
安全対策事業	平成10年度 }	3	2.0	北部、東部、南部水道事業所管内 水管橋継手補強
第5次 浄水・送水施設 整備事業等	平成11年度 }	6	328.5	庭窪浄水場・村野浄水場他 老朽施設改良 安定化対策
送水管更生事業	平成16年度 }	6	56.8	北部、東部、南部水道事業所管内 第1、2、3次事業の送水管整備
安全対策事業	平成11年度	1	0.3	北部、南部水道事業所管内 水管橋継手補強
中期整備事業 (第1期)	平成17年度 }	5	628.0	老朽化対策 震災対策 安定化対策
中期整備事業 (第2期)	平成21年度 }	5	542.0	老朽化対策 震災対策 安定化対策
中期整備事業 (第3期)	平成26年度 }	5	900.0	老朽化対策 震災対策 安定化対策
経営戦略 2020-2029	令和元年度 }	10	2115.0	取水・浄水施設の更新・耐震化 送水施設の更新・耐震化 設備の更新
	令和11年度			

③ 施設整備

昭和 26 年から給水を開始した旧大阪府水道部の水道用水供給事業は、給水開始後約 70 年余りの歳月が経過しており、施設全般にわたり、老朽・劣化が進行していることから、大幅な更新整備を必要とする時期にきている。

将来にわたって水を安定供給していくためには、経営の合理化・効率化を推進するとともに、施設全体の需要に応じた老朽・劣化対策、安定化対策並びに耐震化対策を実施していく必要がある。

企業団では、平成 24 年 3 月に策定した「大阪広域水道企業団将来構想」及び各種計画（施設整備マスタープラン及び中期経営計画）に基づき、安全で良質な水の安定供給、災害に対する安全性の強化、新たな水処理課題等への対応に向けた取組等を推進してきた。

令和 2 年度から令和 4 年度は、「将来構想」、「施設整備マスタープラン」、及び中期経営計画の後継計画として令和 2 年 3 月に策定した「経営戦略 2020-2029」、令和 5 年度からは、「将来ビジョン」及び「経営戦略 2020-2029」に基づき、アセットマネジメントの実践による長寿命化を図りつつ、効率的な施設整備を進めている。

【経営戦略 2020-2029】

経営戦略 2020-2029 では、施設整備マスタープランに基づき、施設の適切な維持管理により延命化を図るとともに、老朽度や重要度などを評価し優先順位を定め、効率的かつ計画的な整備を進める。

・事業年度	令和 2 年度～令和 11 年度
・事業期間	10 ヶ年
・事業費	226,600,000 千円

④ 水資源の開発

(ア) 水源計画

近年の大阪府内における水需要の減少傾向により、水需要予測値との乖離が見られるようになったため、平成21年11月に将来水需要予測を見直し、それに基づく水源計画を公表した。

以降、平成26年8月、令和元年7月、令和4年6月に水需要予測を見直しているが、それに基づく水源計画の改定は行っていない。

① 水需要予測結果

	平成21年度予測 (目標:H32年度)	⇒	平成26年度予測 (目標:H37年度)	⇒	令和元年度予測 (目標:R12年度)	⇒
一日最大給水量	168万m ³		158万m ³		146万m ³	
一日平均給水量	149万m ³		139万m ³		132万m ³	
	令和4年度予測 (目標:R15年度)					
一日最大給水量	<u>144万m³</u>					
一日平均給水量	<u>130万m³</u>					

② 水源確保量 (必要水源量) 160万m³

近年の少雨化傾向を考慮。10年に1回程度の渇水に対応できる安全度を見込む。

(一日平均給水量130万m³ ÷ 水源の利水安全度0.81 ※)

※淀川水系における水資源開発基本計画 (フルプラン) 令和4年5月

③ 水源計画の内訳

変更前の計画 (H17.8～)

現在の計画 (H21.11～)

【単位:万m³/日】

安威川ダム	1	⇒	安威川ダム	0	撤退
紀の川大堰	1		紀の川大堰	0	撤退
府工水転用	7		府工水転用	0	中止
既得 222			既得 222		

計 231

計 222

(イ) 水資源開発事業の概要図



(2) 市町村域水道事業

創設認可事業計画

事業の区分	事業年度	年数 (か年)	事業費 (百万円)	計画給水人口 (人)	計画一日最大給水量 (m ³)	主要事業
四條畷 水道事業	平成29年度 ～ 令和8年度	10	3,288	57,300	18,740	・中野ポンプ場機能移転 ・老朽化施設更新 等
太子 水道事業	平成29年度 ～ 令和8年度	10	1,048	13,800	4,510	・板屋橋浄水場 紫外線処理設備設置 ・老朽化施設更新 等
千早赤阪 水道事業	平成29年度 ～ 令和8年度	10	1,105	5,500	2,640	・村内連絡管の整備 ・老朽化施設更新 等
泉南 水道事業	令和元年度 ～ 令和10年度	10	2,859	61,500	21,920	・中央配水場（共同配水池） の整備 ・集中監視制御設備の集約 ・老朽化施設更新 等
阪南 水道事業	令和元年度 ～ 令和10年度	10	4,428	54,000	19,210	・淡輪高区配水池共同利用 に伴う連絡管整備 ・集中監視制御設備の集約 ・老朽化施設更新 等
豊能地域 水道事業	令和元年度 ～ 令和10年度	10	3,250	26,300	9,350	・集中監視制御設備の集約 ・施設統廃合に伴う連絡管 整備 ・老朽化施設更新 等
忠岡 水道事業	令和元年度 ～ 令和10年度	10	991	16,800	6,030	・北出配水場の整備、統廃合 ・集中監視制御設備の集約 ・老朽化施設更新 等
田尻 水道事業	令和元年度 ～ 令和10年度	10	912	9,000	3,690	・中央配水場（共同配水池） の整備 ・施設統廃合に伴う連絡管 整備 ・集中監視制御設備の集約 ・老朽化施設更新 等

事業の区分	事業年度	年数 (か年)	事業費 (百万円)	計画給水人口 (人)	計画一日最大給水量 (m ³)	主要事業
岬 水道事業	令和元年度 ～ 令和10年度	10	1,399	15,400	7,370	・集中監視制御設備の集約 ・老朽化施設更新 等
藤井寺 水道事業	令和3年度 ～ 令和12年度	10	7,729	65,100	21,000	・船橋浄水場の整備 ・野中配水場の統廃合 ・老朽化施設更新 等
大阪狭山 水道事業	令和3年度 ～ 令和12年度	10	3,749	58,200	18,850	・連絡管整備による受水ポン プ場等の廃止 ・老朽化施設更新 等
熊取 水道事業	令和3年度 ～ 令和12年度	10	6,070	43,000	15,190	・希望が丘受水・配水場（統 合配水場）の整備 ・紺屋受水場の廃止 ・老朽化施設更新 等
河南 水道事業	令和3年度 ～ 令和12年度	10	1,368	15,200	5,590	・連絡管整備による配水池等 の廃止 ・老朽化施設更新 等

(3) 工業用水道事業

① 建設事業の推移

事業の区分		事業年度	事業費	事業内容	給水区
		カ年	(億円)		域
水部(旧事業用北)	三島系	第3次事業 昭和39年度～昭和44年度	6 84.5	地盤沈下対策	豊中市、吹田市、茨木市、高槻市、摂津市
(旧)東・南部工業用水道事業	大庭系	第1次事業 昭和34年度～昭和37年度	4 10.5	産業基盤整備	守口市、門真市、東大阪市、堺市
		第2次事業 昭和37年度～昭和44年度	8 127.3	産業基盤整備	堺市、高石市、泉大津市
		第4次事業 昭和40年度～昭和44年度	5 50.3	地盤沈下対策	守口市、門真市、寝屋川市、大東市、東大阪市、八尾市、堺市、四條畷市、柏原市、松原市、羽曳野市、藤井寺市
		第5次事業 昭和51年度～昭和54年度	4 75.6	地盤沈下対策	泉大津市、岸和田市、貝塚市、和泉市、忠岡町
		継続事業 昭和62年度～平成6年度	8 76.4	産業基盤整備	泉佐野市、泉南市、田尻町
排水処理施設 建設事業		昭和48年度～昭和50年度	3 34.4	—	—

・事業年度事業費には関連事業を含む。

② 改築事業の推移

事業の区分		事業年度	事業費	事業内容
		カ年	(億円)	
改築事業補助		平成7年度～平成16年度	10 157.6	地盤沈下対策
中期整備事業	第1期	平成17年度～平成21年度	5 168.9	取水・浄水施設の更新・耐震化 配水管路の更新・耐震化 設備の更新
	第2期	平成22年度～平成26年度	5 173.4	取水・浄水施設の更新・耐震化 配水管路の更新・耐震化 設備の更新
	第3期	平成27年度～令和元年度	5 119.7	取水・浄水施設の更新・耐震化 配水管路の更新・耐震化 設備の更新
戦経略営		令和2年度～令和11年度	10 571	取水・浄水施設の更新・耐震化 配水管路の更新・耐震化 設備の更新

・平成23年4月1日 大阪広域水道企業団が大阪府水道部から事業を承継。

③ 施設整備

昭和 37 年度から給水を開始した工業用水道事業は、事業創設後 60 年近く経過しており、施設全般にわたり、老朽・劣化が進行していることから、大幅な更新整備を必要とする時期にきている。

将来にわたって水を安定給水していくためには、経営の合理化・効率化を推進するとともに、施設全体の需要に応じた老朽・劣化対策、安定化対策並びに耐震化対策を実施していく必要がある。

企業団では、平成 24 年 3 月に策定した「大阪広域水道企業団将来構想」及び各種計画（施設整備マスタープラン及び中期経営計画）に基づき、低廉な水の安定供給、災害に対する安全性の強化に向けた取組等を推進してきた。

令和 2 年度から令和 4 年度は、「将来構想」、「施設整備マスタープラン」、及び中期経営計画の後継計画として令和 2 年 3 月に策定した「経営戦略 2020-2029」、令和 5 年度からは、「将来ビジョン」及び「経営戦略 2020-2029」に基づき、アセットマネジメントの実践による長寿命化を図りつつ、効率的な施設整備を進めている。

【経営戦略 2020-2029】

経営戦略 2020-2029 では、施設整備マスタープランに基づき、施設の適切な維持管理により延命化を図るとともに、老朽度や重要度などを評価し優先順位を定め、効率的かつ計画的な整備を進める。

・事業年度	令和 2 年度～令和 11 年度
・事業期間	10 ヶ年
・事業費	67,200,000 千円

4 浄水施設概要

(1) 水道用水供給事業

① 村野浄水場

枚方市磯島北町地先淀川左岸の磯島取水場で原水を取水し、導水ポンプで村野浄水場まで送り、沈でん、砂ろ過に加えて、オゾン処理、粒状活性炭処理による高度浄水処理を行い、摂津市、守口市を除く 40 市町村に高度浄水処理水を供給している。

・施設能力 179 万 7 千 m³/日

・主要施設

種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量	
取水施設	取水口	1 ケ所	浄水施設	階層系	凝集沈でん池	32 池× 2 棟
	制水塔	1 基			急速ろ過池	12 池× 2 棟
	沈砂池	8 池			オゾン接触池	4 池× 2 棟
	取水ポンプ	3 台			粒状活性炭吸着池	12 池× 2 棟
	導水ポンプ	12 台			棟内浄水池	2 池× 2 棟
浄 水 施設	平面系	W1 系凝集沈でん池		浄水池 (棟外)	3 池	
		W2 系凝集沈でん池	4 池	浄水施設	E 系浄水池	5 池
		E 系凝集沈でん池	12 池	送水施設	送水ポンプ (第 1 P)	8 台
		W 系急速ろ過池	22 池		送水ポンプ (第 2 P)	3 台
		E 系急速ろ過池	24 池	排水処理施設	濃縮槽	5 槽
		オゾン接触池	8 池		加圧脱水機	16 台
		粒状活性炭吸着池	32 池			
		棟内浄水池	2 池			

② 庭窪浄水場

守口市大庭町地先淀川左岸で原水を取水し、沈でん、生物処理施設にてアンモニア態窒素等の除去を行い、砂ろ過に加えて、オゾン処理、粒状活性炭処理による高度浄水処理を行い、微粉炭及び微小生物の流出対策としてさらに後ろ過処理を行い、3市（守口市、門真市、東大阪市）他、南大阪地域にも枚岡ポンプ場を経由し、高度浄水処理水を供給している。

- ・施設能力 20万3千m³/日
- ・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量
取水施設	取水口	1ヶ所	浄水施設	急速ろ過池	6池×2系統
	制水塔	1基		オゾン接触池	2段×2列 ×2系統
	沈砂池	2池		粒状活性炭吸着池	6池×2系統
	取水ポンプ	4台		後ろ過機	9台（うち1台予備）
				浄水池	2池×2系統
導水施設	原水調整池	2池	送水施設	送水ポンプ	5台
浄水施設	凝集沈でん池	4池×2系統	排水処理施設	大庭浄水場へ送泥	
	生物接触ろ過池	10池			
	2次凝集池	3段×3列 ×2系統			

③ 三島浄水場

摂津市一津屋地先淀川右岸の一津屋取水場で原水を取水し、導水ポンプで三島浄水施設まで送り、生物処理施設でアンモニア態窒素及びマンガン等の除去を行い、沈でん処理した後、万博公園浄水施設で砂ろ過に加えて、オゾン処理、粒状活性炭処理による高度浄水処理を行い、6市（吹田市、摂津市、茨木市、豊中市、箕面市、池田市）に高度浄水処理水を供給している。

- ・施設能力 33万m³/日
- ・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量
取水施設 (他市との共同施設)	取水口	1ヶ所	排水処理施設	濃縮槽	3槽
	取水塔	1基		加圧脱水機	6台
	沈砂池	8池	浄水施設	急速砂ろ過池	24池(万)
	導水ポンプ	4台		オゾン接触池	4池(万)
生物処理施設	4ユニット	粒状活性炭吸着池		10池(万)	
浄水施設	凝集沈澱池	12池		浄水池(塩素混和池含む)	4池(万)
	調整池	3池	送水施設	送水ポンプ	5台(万)
送水施設	送水ポンプ	9台	排水処理施設	加圧脱水機	3台(万)

(万)：万博公園浄水施設

(2) 市町村域水道事業

① 船橋浄水場（藤井寺水道事業）

大和川水系石川の伏流水を船橋浄水場内の井戸から取水し、凝集沈でん及び急速ろ過により浄水処理を行い、主に藤井寺市の北側の地区に配水している。

なお、令和6年10月より浄水場施設更新工事のため、休止している。

・施設能力 7,030 m³/日

・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量
取水施設	さく井	2ヶ所	浄水施設	急速ろ過機	7基
	取水ポンプ	4台		浄水池	1池
浄水施設	着水井	1池	配水施設	配水ポンプ	4台
	凝集沈でん池	2池	排水処理施設	排水処理用ろ過機	1基

② 道明寺浄水場（藤井寺水道事業）

大和川水系石川の伏流水を道明寺取水場（道明寺三丁目地内）の井戸から取水し、前塩素処理後、急速ろ過及び紫外線照射により浄水処理を行い、主に藤井寺市の南東側の地区に配水している。

・施設能力 4,750 m³/日

・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量
取水施設	さく井	1ヶ所	浄水施設	急速ろ過機	5基
	取水ポンプ	3台		紫外線照射装置	2台
導水施設	導水管	439m		浄水池	2池
浄水施設	着水井	1池	配水施設	配水ポンプ	3台

③ 古江浄水場（豊能地域水道事業）

一庫ダム放流口の下流約 11 kmの猪名川から取水し、凝集沈でん及び急速ろ過により浄水処理を行い、主に豊能町西地区に配水している。

・施設能力 69,000 m³/日

・主要施設

種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量
取水施設	沈砂池	2 池	浄水施設	浄水池	6 池
浄水施設	高速凝集沈殿池	6 池	配水施設	配水池	12 池
	急速ろ過池	29 池	排水処理施設	排水池	

④ 天王浄水場（豊能地域水道事業）

山林の中を流れる表流水から取水し、緩速ろ過により浄水処理を行い、大阪最北端に位置する天王地区に配水している。

・施設能力 53 m³/日

・主要施設

種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量
取水施設	取水井	1 ケ所	浄水施設	緩速ろ過池	3 池
	取水ポンプ	2 台		浄水池	1 池
浄水施設	着水井	1 池	配水施設	配水池	2 池
	普通沈でん池	2 池	排水処理施設	排水池	1 池

⑤ 妙見山浄水場（豊能地域水道事業）

山林の中を流れる表流水から取水し、緩速ろ過により浄水処理を行い、主に野間中地内に配水している。

・施設能力 2 m³/日

・主要施設

種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量
取水施設	取水井	1 ケ所	浄水施設	緩速ろ過池	2 池
	取水ポンプ	2 台		浄水池	1 池
浄水施設	着水井	1 池	配水施設	配水池	1 池
	普通沈でん池	2 池	排水処理施設		

⑥ 孝子浄水場（岬水道事業）

逢帰ダム取水口より取水し、導水管φ400にて浄水場へ導き、分配槽へ流入させ、薬品沈でん池、急速ろ過地にて浄水にし、浄水池にて塩素滅菌の上、自然流下で配水池へ送水する。

・施設能力 4,200 m³/日

・主要施設

種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量
取水施設	取水ダム	1ヶ所	浄水施設	急速ろ過池	2池
	取水ゲート	3基		浄水池	1池
導水施設	導水管	742m		塩素滅菌設備	タンク1基
浄水施設	高速凝集沈でん池	2池			ポンプ3台

⑦ 板屋橋浄水場（太子水道事業）

地下水を水源とし、前塩素処理後、急速ろ過により鉄・マンガンを除去して磯長台配水池へ送水し、自然流下で低区に供給している。

・施設能力 3,400 m³/日

・主要施設

種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量
取水施設	さく井	3ヶ所	送水施設	送水ポンプ	3台
	取水ポンプ	3台			
導水施設	導水管	76m	排水処理施設	洗浄排水貯水池	2池
浄水施設	急速ろ過機	4基			
	塩素滅菌設備	タンク1槽 注入ポンプ4台			
	浄水池	1池			

⑧ 青崩浄水場（河南水道事業）

水越川支川の表流水を水源とし、接合井、着水井、沈でん池、急速ろ過機、原水槽、前塩素消毒、膜ろ過装置、配水池の順に浄水処理を行い、配水される。

・施設能力 48 m³/日

・主要施設

種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量
取水施設	集水埋渠	2 桁	浄水施設	膜供給ポンプ	2 台
浄水施設	着水井	1 池		膜逆洗ポンプ	2 台
	沈でん池	1 池		浄水池	2 池
	急速ろ過機	2 基		電気計装設備	1 式
	膜ろ過設備	1 式		塩素滅菌設備	タンク 1 基 ポンプ 2 台

⑨ 千早浄水場（千早赤阪水道事業）

千早地区黒梶谷の第1・第2水源を水源とし、浄水場で沈砂・膜ろ過を行い配水池へ送水、減圧水槽を経由して自然流下で配水する。

・施設能力 320 m³/日

・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量
取水施設	取水口	2ヶ所	浄水施設 薬品注入施設	塩素注入ポンプ (消毒用)	2台
	沈砂池	1池(2系統)			
	原水ポンプ井	1池		塩素注入ポンプ (洗浄用)	2台
	オートストレーナ	1基			
	原水槽	1槽			
浄水施設	膜ろ過装置	2ユニット			
	浄水池(逆洗水槽)	1槽			

⑩ 岩井谷浄水場（千早赤阪水道事業）

表流水と伏流水を水源とし、浄水場で凝集沈でん・急速ろ過を行い、自然流下で上東阪配水池へ送水する。上東阪配水池から下東阪配水池へ自然流下で送水、中津原ポンプ場で加圧により中津原高区配水池へ送水する。各配水池より配水区域へ自然流下で配水する。

・施設能力 1,720 m³/日

・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量
取水施設	取水口 (集水井含む)	2ヶ所	薬品注入設備	PAC注入ポンプ (着水井出口)	2台
	取水ポンプ (集水井)	2台			
	接合井	1池	浄水施設 薬品注入施設	塩素注入ポンプ (浄水池=混和池)	2台
	着水井	1池			
	フロック形成池	1池			
浄水施設	薬品沈でん池	1池(2系統)			
	急速ろ過機	2基			
	浄水池	1池			

(3) 工業用水道事業

大庭浄水場

守口市佐太中町地先淀川左岸で原水を取水し、沈でん処理を行った後、全給水地域の 415 事業所に工業用水を供給している。

・施設能力 47 万 m³/日

・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量
取水施設	取水口	1 ヶ所	浄水施設	凝集沈でん池	12 池
	制水塔	1 基		調整池	3 池
	沈砂池	2 池	配水施設	配水ポンプ	7 台
	取水ポンプ	6 台	排水処理施設	濃縮槽	4 槽
		加圧脱水機		7 台 (うち上水分 1 台)	

5 料金の変遷

(1) 水道用水供給事業

(1 m³当たり)

年 月 日	沈 で ん 水	浄 水
昭 和 25. 5. 31	5 円	—
昭 和 27. 4. 1	6 円	—
昭 和 28. 4. 1	7 円 5 0 銭	—
昭 和 30. 4. 1	—	1 2 円 5 0 銭
昭 和 40. 4. 1	8 円	1 6 円
昭 和 49. 6. 1	1 0 円	1 9 円 7 0 銭
昭 和 51. 10. 1	1 7 円 7 0 銭	2 9 円 7 0 銭
昭 和 52. 10. 1	2 0 円 2 0 銭	4 3 円 7 0 銭
昭 和 53. 10. 1	—	4 8 円 7 0 銭
昭 和 59. 10. 1	2 4 円 5 0 銭	5 7 円 2 0 銭
平 成 元 . 4. 1	2 3 円 7 9 銭	5 5 円 5 4 銭
	水量に対し、それぞれの割合で計算した額に100分の103を乗じて得た額	
平 成 5. 4. 1	4 2 円 7 5 銭	7 4 円 5 0 銭
	水量に対し、それぞれの割合で計算した額に100分の103を乗じて得た額	
平 成 9. 4. 1	4 2 円 7 5 銭	7 4 円 5 0 銭
	水量に対し、それぞれの割合で計算した額に100分の105を乗じて得た額	
平 成 10. 4. 1	(平成10. 3月末削除)	7 4 円 5 0 銭
		水量に対し、上記の割合で計算した額に100分の105を乗じて得た額
平 成 12. 10. 1	—	8 8 円 1 0 銭
		水量に対し、上記の割合で計算した額に100分の105を乗じて得た額
平 成 22. 4. 1	—	7 8 円
		水量に対し、上記の割合で計算した額に100分の105を乗じて得た額
平 成 25. 4. 1	—	7 5 円
		水量に対し、上記の割合で計算した額に100分の105を乗じて得た額
平 成 26. 4. 1	—	7 5 円
		水量に対し、上記の割合で計算した額に100分の108を乗じて得た額
平 成 30. 4. 1	—	7 2 円
		水量に対し、上記の割合で計算した額に100分の108を乗じて得た額
令 和 元 . 10. 1	—	7 2 円
		水量に対し、上記の割合で計算した額に100分の110を乗じて得た額

(2) 市町村域水道事業

① 水道料金

藤井寺水道事業

年 月 日	用途	基本料金	超過料金 (1 m ³ 当たり)
令和 2. 10. 1	一般用	8 m ³ まで 880円	8 m ³ を超え10 m ³ まで 30円
			10 m ³ を超え20 m ³ まで 204円
			20 m ³ を超え30 m ³ まで 235円
			30 m ³ を超え50 m ³ まで 267円
			50 m ³ を超え100 m ³ まで 294円
			100 m ³ を超える分 316円
	業務用	20 m ³ まで 3,630円	20 m ³ を超え50 m ³ まで 267円
			50 m ³ を超え100 m ³ まで 299円
			100 m ³ を超える分 327円
	公衆浴場用	200 m ³ まで 14,952円	200 m ³ を超える分 75円
	臨時用	1 m ³ まで 748円	1 m ³ を超える分 748円
一般共用	8 m ³ まで 677円	一般用と同じ	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

泉南水道事業

専用給水装置

年 月 日	用途	メーターの口径等	基本料金	超過料金 (1 m ³ 当たり)
平成 3 1 . 4 . 1	一般用	20mm以下	0m ³ 826円	1m ³ 以上6m ³ まで 17円
				7m ³ 以上20m ³ まで 137円
				21m ³ 以上30m ³ まで 160円
				31m ³ 以上50m ³ まで 193円
				51m ³ 以上100m ³ まで 231円
				101m ³ 以上200m ³ まで 268円
				201m ³ 以上 305円
	湯屋用		200m ³ まで 17,850円	201m ³ 以上 154円
	25mm	0m ³ 2,350円	1m ³ 以上100m ³ まで 231円	
	30mm	0m ³ 3,550円	101m ³ 以上200m ³ まで 268円	
	40mm	0m ³ 7,350円	201m ³ 以上1,000m ³ まで 305円	
	50mm	0m ³ 12,350円	1,001m ³ 以上 324円	
	75mm以上	0m ³ 37,350円		

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

共用給水装置

年 月 日	用途	基本料金	超過料金 (1 m ³ 当たり)
平成 3 1 . 4 . 1	共用栓	826円に世帯数を乗じて得た額	1m ³ に世帯数を乗じて得た水量を超え6m ³ に世帯数を乗じて得た水量まで 17円
			6m ³ に世帯数を乗じて得た水量を超え20m ³ に世帯数を乗じて得た水量まで 137円
			20m ³ に世帯数を乗じて得た水量を超え30m ³ に世帯数を乗じて得た水量まで 160円
			30m ³ に世帯数を乗じて得た水量を超え50m ³ に世帯数を乗じて得た水量まで 193円
			50m ³ に世帯数を乗じて得た水量を超え100m ³ に世帯数を乗じて得た水量まで 231円
			100m ³ に世帯数を乗じて得た水量を超え200m ³ に世帯数を乗じて得た水量まで 268円
			200m ³ に世帯数を乗じて得た水量を超える分 305円

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

臨時用

年 月 日	水量	料金
平成 3 1 . 4 . 1	1 m ³ につき	486円

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

親メーター及び子メーターを設置するもの

年 月 日	水量	料金
平成 3 1 . 4 . 1	親メーターの指示水量から子メーターの指示水量の総和を差し引いた水量1m ³ につき	150円

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

四條堰水道事業

年 月 日	用途	基本料金	超過料金 (1 m ³ 当たり)
平成 29. 4. 1	一般用	5m ³ まで 732円	—
		10m ³ まで 1,028円	10m ³ を超え15m ³ まで 148円
			15m ³ を超え25m ³ まで 178円
			25m ³ を超え50m ³ まで 238円
			50m ³ を超え100m ³ まで 296円
			100m ³ を超え500m ³ まで 336円
			500m ³ を超え1,000m ³ まで 366円
			1,000m ³ を超える分 386円
	公衆浴場用	300m ³ まで 25,200円	300m ³ を超え1,000m ³ まで 108円
			1,000m ³ を超える分 118円
臨時用	5m ³ まで 3,500円	5m ³ を超える分 600円	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

大阪狭山水道事業

年 月 日	用途	基本料金	超過料金 (1 m ³ 当たり)
令和 3. 4. 1	一般用	10m ³ まで 860円	10m ³ を超え20m ³ まで 160円
			20m ³ を超え30m ³ まで 192円
			30m ³ を超え50m ³ まで 222円
			50m ³ を超え100m ³ まで 254円
			100m ³ を超え1,000m ³ まで 294円
			1,000m ³ を超える分 305円
	臨時用	1 m ³ まで 900円	1 m ³ を超える分 900円

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

阪南水道事業

年 月 日	用途	基本料金	超過料金 (1 m ³ 当たり)
平成 29. 4. 1	家事専用	8m ³ まで 924円	8m ³ を超え10m ³ まで 131円
			10m ³ を超え15m ³ まで 150円
			15m ³ を超え20m ³ まで 169円
			20m ³ を超え30m ³ まで 206円
			30m ³ を超え50m ³ まで 243円
			50m ³ を超え100m ³ まで 290円
			100m ³ を超え200m ³ まで 346円
			200m ³ を超える分 383円
	家事共同	8m ³ ×戸(室)数 まで 924円×戸 (室)数	8m ³ を超え10m ³ まで 131円
			10m ³ を超え15m ³ まで 150円
			15m ³ を超え20m ³ まで 169円
			20m ³ を超え30m ³ まで 206円
			30m ³ を超え50m ³ まで 243円
			50m ³ を超え100m ³ まで 290円
			100m ³ を超え200m ³ まで 346円
			200m ³ を超える分 383円
	家事共用	8m ³ まで 831円	8m ³ を超え10m ³ まで 122円
			10m ³ を超え15m ³ まで 150円
			15m ³ を超え20m ³ まで 169円
			20m ³ を超え30m ³ まで 206円
			30m ³ を超え50m ³ まで 243円
			50m ³ を超え100m ³ まで 290円
			100m ³ を超え200m ³ まで 346円
			200m ³ を超える分 383円
	営業・会社 官公署用	20m ³ まで 3,174円	20m ³ を超え30m ³ まで 216円
			30m ³ を超え50m ³ まで 253円
			50m ³ を超え100m ³ まで 299円
			100m ³ を超え200m ³ まで 355円
200m ³ を超える分 392円			
公衆浴場用	200m ³ まで 18,667円	200m ³ を超える分 164円	
工事・その他一時使用	20m ³ まで 6,667円	20m ³ を超える分 415円	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

豊能地域水道事業

年 月 日	メーターの口径	基本料金	従量料金 (1 m ³ 当たり)	
令和 5. 4. 1	13mm	1,255円	1 m ³ 以上5 m ³ まで	130円
	20mm	1,830円	6 m ³ 以上10 m ³ まで	160円
	25mm	3,180円	11 m ³ 以上20 m ³ まで	180円
	30mm	4,650円	21 m ³ 以上30 m ³ まで	250円
	40mm	8,440円	31 m ³ 以上40 m ³ まで	310円
	50mm	13,610円	41 m ³ 以上70 m ³ まで	340円
	75mm以上	32,210円	71 m ³ 以上	350円

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

忠岡水道事業

年 月 日	用途	基本料金		超過料金 (1 m ³ 当たり)	
令和 3. 4. 1	一般専用・共用	8 m ³ まで	820円	9 m ³ 以上30 m ³ まで	150円
				31 m ³ 以上50 m ³ まで	220円
				51 m ³ 以上100 m ³ まで	300円
				101 m ³ 以上	350円
	工場用	50 m ³ まで	8,500円	51 m ³ 以上100 m ³ まで	300円
				101 m ³ 以上	350円
	公衆浴場用	500 m ³ まで	33,000円	501 m ³ 以上	100円
官公署用	8 m ³ まで	900円	9 m ³ 以上	350円	
臨時用	水量 1 m ³ につき 550円				

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

熊取水道事業

年 月 日	用途	メーターの口径	基本料金		超過料金 (1 m ³ 当たり)	
令和 4. 4. 1	一般用	25mm以下	—	500円	1 m ³ 以上10 m ³ まで	70円
					11 m ³ 以上20 m ³ まで	161円
					21 m ³ 以上30 m ³ まで	194円
					31 m ³ 以上40 m ³ まで	231円
					41 m ³ 以上60 m ³ まで	263円
					61 m ³ 以上100 m ³ まで	296円
					101 m ³ 以上	329円
	中大口径用	30mm以上	—	2,520円	1 m ³ 以上20 m ³ まで	70円
					21 m ³ 以上40 m ³ まで	285円
					41 m ³ 以上60 m ³ まで	307円
					61 m ³ 以上100 m ³ まで	340円
					101 m ³ 以上	362円
	臨時用	—	—	3 m ³ まで	1,713円	4 m ³ 以上

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

備考 口径が30mm以上のメーターを設置し、かつ、家庭における日常生活その他これに準ずる用途に給水装置を使用する場合において、企業長が特別の理由があると認めるときは、一般用の区分とみなす。

田尻水道事業

年 月 日	用途	基本料金	超過料金 (1 m ³ 当たり)
平成 31. 4. 1	専用法事用	8m ³ まで 802円	9m ³ 以上20m ³ まで 159円
			21m ³ 以上30m ³ まで 181円
			31m ³ 以上50m ³ まで 197円
			51m ³ 以上 219円
	共同家事用	8m ³ まで 681円	9m ³ 以上20m ³ まで 159円
			21m ³ 以上30m ³ まで 181円
			31m ³ 以上 197円
	官公署、工場、会社、営業用その他	15m ³ まで 2,858円	16m ³ 以上30m ³ まで 229円
			31m ³ 以上50m ³ まで 263円
			51m ³ 以上200m ³ まで 308円
			201m ³ 以上500m ³ まで 320円
			501m ³ 以上 365円
	湯屋用	200m ³ まで 14,797円	201m ³ 以上 121円
特殊用	4m ³ まで 1,484円	5m ³ 以上 422円	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

岬水道事業

年 月 日	用途	基本料金	超過料金 (1 m ³ 当たり)
平成 31. 4. 1	一般用	6m ³ 829円	7m ³ 以上10m ³ まで 170円
			11m ³ 以上20m ³ まで 190円
			21m ³ 以上30m ³ まで 220円
			31m ³ 以上40m ³ まで 250円
			41m ³ 以上50m ³ まで 290円
			51m ³ 以上70m ³ まで 340円
			71m ³ 以上100m ³ まで 394円
			101m ³ 以上200m ³ まで 474円
			201m ³ 以上 554円
	公衆浴場用	200m ³ まで 30,229円	201m ³ 以上 200円
一時給水用	水量1 m ³ につき 745円		

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

太子水道事業

年 月 日	用途	基本料金		超過料金 (1 m ³ 当たり)	
平成 29. 4. 1	一般用	0m ³	380円	1m ³ 以上10m ³ まで	114円
				11m ³ 以上20m ³ まで	138円
				21m ³ 以上30m ³ まで	171円
				31m ³ 以上40m ³ まで	195円
				41m ³ 以上50m ³ まで	228円
				51m ³ 以上100m ³ まで	261円
				101m ³ 以上150m ³ まで	300円
				151m ³ 以上	338円
	湯屋用	50m ³ まで	3,619円	51m ³ 以上	95円
仮設用	0m ³	3,714円	1m ³ 以上	619円	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

河南水道事業

年 月 日	用途	メーターの口径	基本料金	従量料金 (1 m ³ 当たり)	
令和 4. 4. 1	一般用	13mm	445円	1m ³ 以上10m ³ 以下	108円
		20mm	600円	10m ³ 以上20m ³ 以下	168円
		25mm	625円	20m ³ 以上30m ³ 以下	192円
		30mm	805円	30m ³ 以上40m ³ 以下	216円
		40mm	1,045円	40m ³ 以上50m ³ 以下	240円
		50mm	3,300円	50m ³ 以上100m ³ 以下	264円
		75mm	4,055円	100m ³ 以上150m ³ 以下	300円
				150m ³ 以上	336円
令和 3. 4. 1	臨時用	13mm	6,000円	1 m ³ 以上	700円
		20mm	7,000円		
		25mm	11,000円		

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

千早赤阪水道事業

年 月 日	メーターの口径	基本料金	従量料金 (1 m ³ 当たり)	
令和 4. 4. 1	13mm	1,180円	1m ³ 以上10m ³ まで	100円
	20mm	1,300円	11m ³ 以上20m ³ まで	185円
	25mm	1,530円	21m ³ 以上30m ³ まで	230円
	30mm	4,540円	31m ³ 以上40m ³ まで	260円
	40mm	8,070円	41m ³ 以上	285円
	50mm	14,740円		
	75mm	32,440円		

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

② 加入金

藤井寺水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
平成 29. 4. 1	13mm	85,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	125,000円	
	25mm	250,000円	
	30mm	400,000円	
	40mm	600,000円	
	50mm	1,150,000円	
	75mm	2,800,000円	
	100mm	5,000,000円	
	125mm	7,500,000円	
	150mm	15,000,000円	

泉南水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
平成 31. 4. 1	13mm	52,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	130,000円	
	25mm	234,000円	
	30mm	364,000円	
	40mm	728,000円	
	50mm	1,274,000円	
	75mm	3,458,000円	
	100mm	7,098,000円	
	150mm	19,604,000円	
	200mm以上	企業長が定める額	

四條畷水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
平成 29. 4. 1	20mm以下	180,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	25mm	360,000円	
	30mm	560,000円	
	40mm	1,070,000円	
	50mm	1,860,000円	
	75mm	4,840,000円	
	100mm	9,600,000円	
	150mm	24,700,000円	
	200mm以上	企業長が定める額	

大阪狭山水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
令和 3 . 4 . 1	13mm	87,400円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	174,800円	
	25mm	450,000円	
	30mm	1,050,000円	
	40mm	2,320,000円	
	50mm	4,040,000円	
	75mm	11,140,000円	
	100mm	22,870,000円	
	150mm	67,200,000円	

阪南水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
平成 3 1 . 4 . 1	13mm	130,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	170,000円	
	25mm	340,000円	
	30mm	510,000円	
	40mm	930,000円	
	50mm	1,500,000円	
	75mm	3,900,000円	
	100mm	7,400,000円	
	150mm	21,000,000円	
	200mm以上	企業長が定める額	

豊能地域水道事業

(ア) 吉川、ときわ台、東ときわ台、光風台、希望ヶ丘及び新光風台の区域

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
令和 2. 4. 1	13mm	200,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	300,000円	
	25mm	440,000円	
	30mm	660,000円	
	40mm	1,100,000円	
	50mm	5,500,000円	
	75mm	11,000,000円	

(イ) 従前の野間口簡易水道事業及び高山簡易水道事業の区域

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
令和 2. 4. 1	13mm	38,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	95,000円	
	25mm	171,000円	
	30mm	266,000円	
	40mm	533,000円	
	50mm	933,000円	
	75mm	2,533,000円	

(ウ) 従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち余野及び木代の区域

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
令和 2. 4. 1	13mm	495,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	761,000円	
	25mm	952,000円	
	30mm	1,142,000円	
	40mm	1,523,000円	
	50mm	1,904,000円	
	75mm	2,857,000円	

(エ) 従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち川尻及び切畑の区域

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
令和 2. 4. 1	13mm	619,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	952,000円	
	25mm	1,190,000円	
	30mm	1,428,000円	
	40mm	1,904,000円	
	50mm	2,380,000円	
	75mm	3,571,000円	

(オ) 従前の牧簡易水道事業の区域

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
令和 2. 4. 1	13mm	711,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	1,095,000円	
	25mm	1,369,000円	
	30mm	1,642,000円	
	40mm	2,190,000円	
	50mm	2,738,000円	
	75mm	4,107,000円	

(カ) 従前の寺田特設水道事業の区域

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
令和 2. 4. 1	13mm	866,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	1,333,000円	
	25mm	1,666,000円	
	30mm	2,000,000円	
	40mm	2,666,000円	
	50mm	3,333,000円	
	75mm	5,000,000円	

(キ) 豊能郡能勢町の区域

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
令和 6. 4. 1	20mm以下	1,142,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	25mm	1,523,000円	
	30mm	3,428,000円	
	40mm	5,714,000円	
	50mm	10,285,000円	
	75mm	16,000,000円	

忠岡水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
平成 3 1 . 4 . 1	13mm	150,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	200,000円	
	25mm	300,000円	
	40mm	1,000,000円	
	50mm	1,500,000円	
	75mm	5,000,000円	
	100mm以上	企業長が定める額	

熊取水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
平成 2 4 . 4 . 1	20mm以下	130,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	25mm	250,000円	
	30mm	430,000円	
	40mm	730,000円	
	50mm	1,200,000円	
	75mm	3,300,000円	
	100mm	6,700,000円	
	150mm	19,000,000円	
	200mm以上	企業長が定める額	

田尻水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
平成 31. 4. 1	13mm	50,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	100,000円	
	25mm	200,000円	
	40mm	500,000円	
	50mm	900,000円	
	75mm	2,500,000円	
	100mm	4,000,000円	
	150mm	13,000,000円	

岬水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
平成 31. 4. 1	13mm	150,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	200,000円	
	25mm	280,000円	
	30mm	460,000円	
	40mm	930,000円	
	50mm	1,630,000円	
	75mm	4,620,000円	
	100mm	9,530,000円	
	150mm	26,320,000円	
	200mm以上	企業長が定める額	

太子水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
平成 29. 4. 1	13mm	160,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	200,000円	
	25mm	400,000円	
	30mm	600,000円	
	40mm	1,000,000円	
	50mm	2,000,000円	
	75mm	4,000,000円	
	100mm以上	企業長が定める額	

河南水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
令和 3. 4. 1	13mm	160,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	200,000円	
	25mm	400,000円	
	30mm	600,000円	
	40mm	1,400,000円	
	50mm	3,000,000円	
	75mm	7,500,000円	

千早赤阪水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
平成 29. 4. 1	13mm	160,000円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	200,000円	
	25mm	400,000円	
	30mm	1,000,000円	
	40mm	2,000,000円	
	50mm	4,000,000円	
	75mm	企業長が定める額	

(3) 工業用水道事業

年 月 日	基本料金 (1 m ³ 当たり)	超過料金 (1 m ³ 当たり)	メーター使用料			
			口径 (内径)	使用料 (1個1ヶ月)		
昭和37. 4. 1	4円	10円	50 ミリメートル 以下	500円		
			50 ミリメートル を超え 75 ミリメートル 以下	1,000円		
			75 ミリメートル を超え 100 ミリメートル 以下	2,200円		
			100 ミリメートル を超え 200 ミリメートル 以下	2,500円		
			200 ミリメートル を超え 300 ミリメートル 以下	2,800円		
			300 ミリメートル を超え 400 ミリメートル 以下	3,100円		
昭和40. 4. 1	5円50銭 但し、37年3月完了の施設利用にあつては5円	11円	400 ミリメートル を超え 500 ミリメートル 以下	3,500円		
			500 ミリメートル を超え 600 ミリメートル 以下	4,000円		
			600 ミリメートル を超え 700 ミリメートル 以下	5,000円		
			700 ミリメートル を超え 800 ミリメートル 以下	6,000円		
			次のメーター使用料が追加された。			
			800 ミリメートル を超え 900 ミリメートル 以下	7,000円		
昭和48. 4. 1	9円	18円				
昭和50. 1. 1	11円	22円				
昭和51. 5. 1	15円	30円				
昭和56. 4. 1	23円	46円				
平成元. 4. 1	23円	46円	上表の金額に100分の103を乗じて得た額			
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の103を乗じて得た額					
平成 5. 4. 1	37円	74円				
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の103を乗じて得た額					
平成 8. 4. 1	46円	92円				
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の103を乗じて得た額					
平成 9. 4. 1	46円	92円				
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の105を乗じて得た額					
平成21. 4. 1	44円70銭 (使用料金含む)	89円40銭			上表の金額に100分の105を乗じて得た額	
	二部料金制に変更 基本料金 (39円10銭) 使用料金 (5円60銭)					
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の105を乗じて得た額					
平成26. 4. 1	44円70銭 (使用料金含む)	89円40銭	上表の金額に100分の108を乗じて得た額			
	基本料金 (39円10銭) 使用料金 (5円60銭)					
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の108を乗じて得た額					
平成28. 4. 1	42円80銭 (使用料金含む)	85円60銭	上表の金額に100分の108を乗じて得た額			
	基本料金 (32円40銭) 使用料金 (10円40銭)					
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の108を乗じて得た額					
令和元. 10. 1	42円80銭 (使用料金含む)	85円60銭	上表の金額に100分の110を乗じて得た額			
	基本料金 (32円40銭) 使用料金 (10円40銭)					
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た額					
令和3. 1. 1	40円10銭 (使用料金含む)	80円20銭	上表の金額に100分の110を乗じて得た額			
	基本料金 (31円30銭) 使用料金 (8円80銭)					
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た額					